大田区職員各種健康診断業務委託事業者選定実施要領

１　契約件名

令和９年度大田区職員各種健康診断業務委託

２　趣旨

労働安全衛生法等関係法令に定められた事業主としての責務である職員の定期健康診断を実施するに当たり、その業務を履行する上で最も適切な思考や技術力等を有する事業者を選定する。

３　選定方式

公募型プロポーザル方式により選定する。

４　委託業務等の概要

労働安全衛生法第 66 条に基づく定期健康診断及び特殊健康診断、行政指導による各種健康診断の業務等を委託する。

（１）業務内容

別紙１「令和９年度大田区職員各種健康診断業務委託仕様書」及び別紙２「令和９年度大田区職員各種健康診断検査項目別仕様書」のとおり

（２）対象者数

別紙３「令和９年度大田区各種健康診断検査項目別対象者数」のとおり

（３）委託期間

令和９年４月１日～令和 10 年３月 31 日

なお、令和 10、11 年度（最大２年で１年ごと）も更新する可能性はあるが、当該年度の予算議決、前年度までの履行状況及び事業継続の決定等が条件であり、契約を保証するものではない。

（４）事業費限度額

令和８年度の契約金額は約 140,000 千円（税込）である。

なお、令和９年度予算未定。

５　委託事業者の選定方法

大田区付属機関の設置等に関する条例(令和７年条例第２号。以下「条例」という。)第２条及び別表第２受託者の選定に係る付属機関の項の規定により設置する大田区職員各種健康診断委託業者選定委員会が審査し、委託推薦業者を選定する。

（１）主な審査基準

審査内容	評価項目
経費	・仕様書の内容を実施するにあたり、費用が妥当であるか
企業や自治体の実績	・過去に同種の健診実績が豊富にあるか
地域特性	・健診施設が大田区役所から受診しやすい場所にあるか
安全管理・個人情報の管理	・事故防止対策及び事故発生時の安全管理体制は適切か ・個人情報保護について、十分な取り組みがなされているか
精度管理	・精度管理に関する取り組みが十分になされているか
健康診断の執行体制	・仕様書の内容を反映した有益な内容となっているか ・受診者の満足度を高める取り組みがされているか
結果報告・事後措置	・結果報告や有所見者への対応について、適切・迅速に実施できるか
健診資料	・資料はわかりやすく、見やすい工夫がなされているか
改善提案	・有益な改善提案等があるか
プレゼンテーション	・資料はわかりやすく、説明が論理的で説得力があるか

（２）一次審査

提出された企画提案書等の書類審査を行う。

（３）二次審査

一次審査通過者を対象にプレゼンテーション及びヒアリングを行い、委託先候補者を選定する。

６　スケジュール

（１）募集開始　令和８年 11 月上旬
（２）申込み締切　令和８年 11 月 20 日（金）
（３）質問受付期間　令和８年 11 月２日（月）～11 月 16 日（月）
（４）質問回答　令和８年 11 月 20 日（金）
（５）提案書等の提出締切　令和８年 11 月 27 日（金）
（６）一次審査結果通知　令和８年 12 月４日（金）
（７）二次審査　令和８年 12 月 14 日（月）
（８）事業者選定結果通知　令和９年１月上旬

※スケジュールは変更となることがあります。

７　プロポーザル参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当する事業者を対象とする。

（１）地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しない者であること
（２）このプロポーザル方式実施の告示の日から契約締結の日までのいずれの日にお

いても、大田区競争入札参加資格者指名停止措置要綱の規定に基づく指名停止等期間中でないこと

（３）法人税、法人事業税、消費税、地方消費税、所得税、個人事業税、特別区民税等を滞納していないこと

（４）経営不振状態（民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされたとき、会社更生法に基づき厚生手続を行ったとき。）

（５）次のいずれかの法人であること

ア　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

イ　医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人

ウ　特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条に規定する特定非営利活動法人

エ　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第２条第１号又は第４号に規定する法人

オ　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第２条第１号又は第３号に規定する法人

（６）プロポーザル申込者又はその役員等が以下の項目に該当していないこと

ア　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する場合

イ　暴力団員を雇用している場合

ウ　暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる場合

エ　暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる場合

オ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

（７）特別区または内容や規模が類似している事業者での実施実績があること。

８　提出書類

No.	提出書類	様式	提出部数
１	大田区職員各種健康診断業務委託事業者選定参加表明書	様式１	正本１部
２	大田区職員各種健康診断業務委託事業者選定参加申込書	様式２	正本１部
３	会社概要　※あれば会社概要パンフレット	様式３	正本１部
４	大田区職員各種健康診断業務委託事業者選定企画提案書　※認証等､資料がある場合は添付すること	様式４	正本１部 副本７部
５	見積書	－	正本１部 副本７部
６	受診票、問診票、結果報告書、封入封緘する封	－	正本１部

	筒、統計帳票のサンプル		副本７部
7	健康診断関連パンフレット ※複数ある場合は最大２部まで添付	－	正本１部 副本７部
8	直近３年間分の納税証明書 ・納税証明書その１（法人税）［正本］ ・納税証明書その３の３（消費税及び地方消費税）［正本］ ・法人事業税（地方法人特別税を含む）の納税証明書［正本］ （都）税徴収金の滞納を受けた者でないことの証明でも可。 ※なお、納付義務がない場合、理由を記載した申立書を提出	国税庁・都道府県の定める様式	正本１部

注意事項

（１）各書類の提出部数については、上の表に記載の部数を提出すること。

（２）提出書類はＡ４判縦、横書き、両面印刷、左綴じ、Ａ３判の用紙がある場合はＺ折りに、Ａ４判より小さいものはＡ４判の用紙に貼付すること。

（３）正本１冊・副本７冊をそれぞれ製本（ファイル等で綴じる）し、正本のみ表紙に事業者名を付すこと。

（４）副本は、参加事業者が特定できるような法人名、ロゴマーク等は記載しないこと。すでに名称が記載されている書類は当該部分をマスキングし、判別できないようにすること。また、個人情報については、正本・副本とも同様の処理を行う。

（５）No.５「見積書」は指定の様式はないが、別紙３「令和９年度大田区職員各種健康診断検査項目別対象者数」の項目順・数量で記載すること。消費税率は10％で積算し、合計金額も記載すること。なお、対象者数は予定であり実際の受診者数がこれより少ない場合でも、単価の増額を行わない。

（６）No.７「健康診断関連パンフレット」の提出は任意だが、健康診断の結果に同封することを想定しており、健康診断結果の見方や健康意識を啓発する内容であることが望ましい。

９　応募書類の提出

（１）提出締切

令和８年 11 月 27 日（金）

ただし、大田区職員各種健康診断業務委託事業者選定参加表明書（様式１）を令和８年 11 月 20 日（金）午後５時 15 分までに提出すること。

（２）提出方法・提出場所

事前連絡の上、執務時間内（午前８時 30 分～午後５時 15 分　※ただし、正午～午後１時を除く）に大田区総務部人事課の窓口に直接持参し提出すること。提出後の書類の差し替え等は認めない。なお、参加表明書（様式１）の提出については郵送でも可とするが、提出締切日必着である。

（３）辞退について

応募申し込み後、辞退する場合は、辞退届（様式５）を提出すること。なお、提出書類が期限までに提出されない場合は辞退したものとする。

（４）参加資格の欠格自由

参加申込書等受付後に、参加資格を満たさないことが判明した場合は、当該応募者に対して書面によりその旨通知する。

10　質問及び回答

質問については、大田区職員各種健康診断業務委託質問書（様式６）を使用し、質問受付期間内に電話連絡の上、担当部署まで電子メールにて問い合わせることとする。審査に関する質問には応じない。なお、質問は１社につき１回を原則とし、追加での質問は認めない。

回答は、令和８年 11 月 20 日（金）に、担当部署から電子メールにて全ての提案者に通知する。その際、質問者の名称は公表しない。

11　審査結果の通知

（１）一次審査結果通知については、審査が終了し次第、採否に関わらず提案者に対し通知する。

（２）二次審査結果通知については、審査が終了し次第、採否に関わらず提案者に対し通知する。※審査に対する異議申し立ては受け付けない。

12　契約締結

選定した事業者と契約案件の仕様内容を協議後、契約所管課へ業者推薦を行うものとする。協議が不調な場合は次点の事業者に協議を行う。なお、外郭団体等における大田区職員健康診断については、個別に外郭団体等と契約締結を行うものとする。

13　提出された提案書等の書類の取扱い

（１）提出された資料等は、返却しない。

（２）区は、提案書等の提出を受けた後、提出書類に関し、疑問点や確認が必要な事項がある場合は、その都度、提案者に内容等の照会を行うことがある。

（３）提案書等の著作権は、各提案者に帰属する。ただし、区は、提案者と協議の上、これを無償で使用することができるものとする。

14　その他

（１）プロポーザルへの参加に係る一切の経費は、事業者の負担とする。

（２）申請書類等に虚偽の記載があった場合、及び審査において虚偽の事実が判明した場合は無効とし、失格となる。

（３）提案者は、本件プロポーザルに関して入手した区の情報等については、これを本件プロポーザルの目的以外で使用し、または、第三者に漏らしてはならない。

15　担当部署、問合せ

大田区総務部人事課人事担当（健康管理）　佐藤・山下
所在地：〒144-8621　大田区蒲田五丁目 13 番 14 号
　　大田区役所５階 15 番窓口
電　話：03-5744-1157
ＦＡＸ：03-5744-1507
E-mail：jinji@city.ota.tokyo.jp